

対 象 施 設 長 様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長

特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等に係る情報の
把握について（照会）

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日付け保医発第 0 3 3 1 0 0 2 号厚生労働省保険局医療課長通知（最終改正：令和 6 年 3 月 27 日付け保医発 0327 第 9 号））により、保険医が特別養護老人ホーム等（別記に掲げる施設）の配置医師である場合は、当該配置医師が当該施設に入所している患者に対して行った診療について、原則として初診料、再診料等を算定できないという診療報酬上の制約が示されており、さらに、都道府県知事においては、特別養護老人ホーム等の配置医師に係る情報を把握し、必要に応じ市町村等に対して周知するよう努めることとされております。

つきましては、貴施設の状況及び配置医師等に係る情報を把握し、市町村等に周知をしたいので、下記のとおり御提出いただくようお願いいたします。

記

1 提出資料

別紙様式「特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について」

2 提出期限

令和 6 年 9 月 13 日（金）

3 提出方法

いずれかの方法により御提出ください。

（1）あいち電子申請・届出システム【推奨】

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=102788（回答フォームへの入力）

※ 配置医師が複数名いる場合は、（2）または（3）により回答してください。

※ 二次元コードからも回答可能です。

（2）電子メール【推奨】

kokuho@pref.aichi.lg.jp

（3）F A X

052-954-6918

4 その他

（1）電子メールまたは F A X の場合、別紙様式の電子データ（Excel）は、愛知県国民健康保険課のホームページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokuho/>) からダウンロードをお願いします。また、昨年度の照会でメール



アドレスを御記入いただいた施設には、メールでもお送りしております。

(2) 配置医師が複数名いる場合には、電子メールまたはFAXにより、配置医師の人数分回答してください。

- ・ 電子メール【推奨】：別紙様式(Excel)の各シートを配置医師ごとに作成
(追記様式が足りない場合、シートをコピーしてください。)
- ・ FAX：様式1枚につき1名の配置医師を記入
(追記様式が足りない場合、用紙をコピーしてください。)

(3) 指定障害者支援施設において、以下に該当する施設である場合は、本照会の対象外になりますので、その旨をメール又は電話で御連絡ください。

- ・ 生活介護を行う指定障害者支援施設のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発0126001号)第三の1により医師を配置しない取扱いとしている場合における施設

担当 健康医務部国民健康保険課
保険・後期高齢者医療グループ
電話 052-954-6278 (ダイヤルイン)
FAX 052-954-6918
メール kokuho@pref.aichi.lg.jp

別記

対 象 施 設

	施設名	備考
1	養護老人ホーム	定員 1 1 1 名以上の場合のみ。
2	特別養護老人ホーム	
3	指定短期入所生活介護事業所 (指定介護予防短期入所生活 介護事業所を含む。)	特別養護老人ホームと併設されている事業 所を除く。
4	盲導犬訓練施設	
5	救護施設	病院又は診療所と合築又は併設されている 場合、又は定員 1 1 1 名以上の場合のみ。
6	児童心理治療施設	
7	指定障害者支援施設	生活介護を行う事業所に限る。
8	療養介護事業所	